

中学生議会 議案第1号

基山町の環境整備及び熱中症対策に関する条例の制定について

基山町の環境整備及び熱中症対策に関する条例を次のように定める。

令和7年10月4日提出

基山町長 池 尻 蒼 佑

中学生議会 条例第1号

基山町の環境整備及び熱中症対策に関する条例

第1条 子どもから高齢者まで全ての町民が快適な日常を送れるよう、環境整備及び熱中症対策に必要な施設や設備を整備することにより、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

第2条 目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 町民の夜間の安全を確保するため、街灯を設置する。
- (2) 誰もが利用できる自習室やフリースペースがある建物を設置する。
- (3) 公園にミストシャワーを設置する。
- (4) 熱中症対策のため、人通りの多い道路に東屋を設置する。

第3条 実行範囲は基山町全体とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

誰もが勉強やデスクワークに利用できる自習室や談話等で交流できるフリースペース、夜間の安全を確保するために街灯設置をして環境整備を行う。また、近年、地球温暖化により気温が年々上昇しており、熱中症になる人が増えている。それを未然に防ぐためにミ

ストシャワーや東屋の設置を行い、安心・安全なまちづくりのための必要な整備を行う。